

## 住宅改修 介護サービス費受領委任払の流れ

- 1 以下の要件すべてに該当する場合のみ、受領委任払ができます  
対象となるか事前に確認をお願いします
  - ① 介護保険料を滞納していないこと
  - ② 非課税世帯（世帯全員が町民税非課税）であること
  - ③ 施工事業者が江府町に受領委任払事業者の申出をしていること
- 2 事前申請として、町に以下の書類を提出します
  - ① 介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書
  - ② 住宅改修が必要な理由書 ※介護支援専門員等が作成したもの
  - ③ 見積書（改修箇所ごとの明細が分かるもの）
  - ④ 平面図（改修箇所が分かるもの）
  - ⑤ 改修前の写真（撮影日の入ったもの）
  - ⑥ 住宅所有者の承諾書 ※住宅の所有者が同居家族以外の場合
- 3 町から承認の連絡がきたら、施工事業者に依頼し改修を行います  
完了後、費用の1割を施工事業者へ支払います
- 4 完了報告として、町に以下の書類を提出します
  - ① 領収書の写し
  - ② 内訳書（改修箇所ごとの明細が分かるもの）
  - ③ 平面図（改修箇所が分かるもの）
  - ④ 改修後の写真（撮影日の入ったもの）
  - ⑤ 請求書
- 5 町から申請者および施工事業者へ通知をお送りします
- 6 施工事業者へ町から福祉用具購入費をお支払いします